

慶源鐘城地方於元鐘山

外

1-1798

0137



56

由陸軍省  
内務  
自去

索引齊

大臣 内務

電信課長

主任

次官

主管 政務局 中田

電受第三三一 號 明治三十五年五月四日 午後一時四十分 發着

陸奥外務省

少村 友成

朝鮮政府の或る要求に威鏡道會寧、永  
徳、カク、一帯、地方に於ける嶺山採掘事業ヲ  
十五年間許可し収益四分一ヲ納メルニ條件  
ヲ付し、爲之締結ノコトニ内定セリ、尤商人、  
主顧、ケウセウ、附近ニ於ける石炭採掘ニアルモ  
ノ如シ

外務省

1-1798



次官 閣下

明治廿九年五月五日 起片  
同廿九年五月五日 發清

土行

政務局長 中田

伊藤内閣總理大臣殿

大山寺(豆大)殿 階奥外(豆大)殿

西下(豆大)殿

於縣政府(或)露邑人之威鏡道(會亭)ケイコウ

外務省

(永康カ)一帶ノ地方ニ於テ 鑛山採掘事業ヲ

十五年間存シ收益四分一ヲ納メシムル條件ヲ附シ

約定締結ノ下ニ回決スル露人ノ主觀ニ鏡城

附近ニ於テ石炭採掘ニ関スル如キトシ 本日

甲縣駐劄少村公使ヲ電致スル

テ

二五

五〇

一三六

索引







Samolovitch  
Kotelnitsky  
73+114)

一 大朝鮮國

大君主陛下ノ政府ハ露國人ニドロバンタンニロヒケニス  
チンスキー又ハ其同業者ニ對シ成鏡道ノ慶源鏡  
城二郡ニ於テ砂金採掘業ヲ許可ス  
此許可ノ年限ハ金鏡採掘業開始ノ日より拾  
五年間ト定ム

二 此二郡ニ於テ採掘權ヲ得タル露國人ニスチンスキ  
一或ハ其同業者ハ砂金採得(所得)ニ從ヒ常ニ  
四分ノ一ヲ大朝鮮國

三 大君主陛下ニ上納スベキモノト定ム  
是ニ採掘スベキ場所ヲ實見スルニ書リ銀或ハ鉄  
或ハ石炭其他ノ鑛物ヲ實見スルニ書リ又上項ノ規

在朝鮮國京城日本公使館

四 定ニ則リニスチンスキ一或ハ其同業者ニ許可スベシ  
但シ石炭鑛脈ノ如キハ採掘年限ヲ特ニ二十五年  
ト定ム

五 右ニ許可セシ二個ノ年限各満期ノ後ハニスチンスキ  
一或ハ其同業者ニ於テ採掘ニ使用シタル一切ノ  
機械及ビ器具ハ總テ大朝鮮國

六 大君主陛下ニ納ムベキモノトス  
ニスチンスキ一或ハ其同業者ニ於テ採掘文ハ準備ノ  
高ノ使用スベキ機械及ビ材料ハ總テ自辦トス

七 採掘ニ供スル爲メ緊要ナル材料及ビ機械等ノ物  
件ヲ朝鮮國ニ輸入スルニ書リテハ朝鮮政府ハ無  
後通關ヲ許可ス

八 採金事ヲ計畫スルニ書リテハ双方信實ニシテ且是驗



アル者各一名ヲ撰定テ相互ニ式ノ帳簿ニ據リ検査スル  
モノトス

九

以上八節ニシテ式帳簿ト稱ス書冊ニ記載ノ事項  
ハ毎週一回双方検査人ニ會シ上各自ノ帳簿ヲ引  
合セタル後一々記名調印スルモノトス

十

双方ニ式帳簿中ニハ一字ヲリトモ一切之ヲ変シ又之  
ヲ削改スルヲサカサス若シ萬一意外ノ誤書アルハ  
朱線ヲ劃シテ之ヲ消シ且ツ朱筆ヲ執リテ本字ヲ  
書シ猶傍ラニ朱字ヲ以テ誤正ヲ証ス可シ

十一

ニシテスキ一或ハ其同業者ニ行テ採鑛事業ニ  
關スル人夫ヲ雇用スルニハ外國人又ハ本國人ヲ雇  
用スルハ勝手多クベシト雖モ成ルベクハ本國人夫ヲ  
使用スル事ニ注意スベシ特ニ土方人足ニ就テ外國

在朝鮮國京城日本公使館

人足ハ總負ノ十分ノ一ヲ超過スルヲ得ズ尙シ又本國  
人夫ノ雇賃錢外國人夫ヨリ高直ナルハ外國人  
ヲ雇ヘルニ利益ナルヲ以テ人夫ヲ他國ヨリ呼寄  
セ使用スル事ヲ得而シテ使用後ハ相解トシ  
去ラシムベシ斯ル場合ニ書リテハ外國人夫カ相解ニ  
未着シタル時ハ必ズ相解毎時ニテハ特ニ名簿  
ニ彼等ヲ記載シ以テ証トナス

十二

相解政府ハ將來ニスキ一或ハ其同業者  
ト相解官吏或ハ民間ニ互ニ交渉スベキ事相  
アレバ相解ノ幫助ヲ與フベシ又採鑛ニ使用スル  
材料ヲ相解ニ輸入スルニ書リ相解地方ノ通  
行ヲ阻碍スルナク又其鑛山產出物ヲ輸出スルニ  
書リ斤量及ビ多少ヲ詳細ニ記載シタル鑛務





六

該所有主トテ方私談整ヒ賣買スルモ妨ケナシ  
 備ニスケシキ一或ハ其同業者ニ於テ採鑛地ヲ  
 海岸又ハ境界ニテ鐵道若クハ馬車鐵道ノ  
 布設ヲ便利ナリト認メ布設セントスルハ該  
 政府ハ採鑛許可条約中ニ鐵道若クハ  
 馬車鐵道布設ノ件ヲ并セテ許可スル上日ノ  
 条目ヲ加ヘ此後右ノ通路ヲ開設スルニ便ニスベ  
 シ右通路ヲ建築スル地所ヲ核分スルニ書リ居  
 シ人民ノ家屋并ニ田畑アルニ過ハバ是亦上項  
 第十七條ノ例ヲ按シ代價ヲ支弁スルモトス  
 若シ朝鮮政府ニ於テ拾五年ノ鑛山年限ト  
 二十五年限ノ石炭年限ヲ經過シシムル後該鐵道  
 并ニ附屬物ヲ買収スルヲ以テ得策ト認メタルハ

在朝鮮國京城日本公使館

九

適宜之ヲ買取スルヲ得ベキモトス又其代價ハ須ク  
 経驗アル者ノ決定スル所ニ依ルベシ  
 採鑛許可期限十五ヶ年ノ内朝鮮政府成績  
 道該二郡ノ採鑛權ヲ他人ニ許可スルヲナカレ  
 ベシ若シニスケシキ一或ハ其同業者が其地ヘラ  
 シタル二郡ニ於テ開始スベキ事業ニ此許可  
 条約批准ノ日より起リ十二ヶ月内ニ着手セザレ  
 バ他人ニ許可スルモトス

十

備シ或ハ明瞭ナラザル釐アシハ兩國又ツ以テ  
 原文トシテ之ニ據リ決定スベシ但此ニ朝鮮語  
 ヲ以テ明晰ニ翻譯シタルモノヲ添附シテ  
 証トス

建陽元年四月廿二日



日本公使館

外務大臣李

氏用

外務印

農商務大臣趙

兼稷

農務印

1-1798

0147

閣下

索引濟

八六一

明治廿九年七月二日  
起申  
日發遣

主任

中田

中田

親展

里司西國代理大臣

西國大臣

於解以有、於威鏡道度源鐘城二郡、餘山

採掘權ヲ賣入、行其ノ行、在於解、外務省

此の如記爲、子由、由被先、此の如記爲

中田

1-1798

0:48

閣下

三三

索引済

明治二十七年七月二日 起草  
同日發遣

主任

中田

中田

白根進 行大臣殿

榎本農事大臣殿

西園寺公使殿

於新設の於り威龍道度原鐘城二郡ノ轄の

控所格リ高島ノ許其ノ作ノ在經新加藤

外務省

臨時代理官ノ子由通致致しハテ

有カラスニ